

用地調査等業務共通仕様書中「別記 1 1 石綿調査算定要領」 新旧対照表

(新)	(旧)												
第 1 条から第 6 条まで 略 (分析調査) 第 7 条 分析調査は、専門機関に依頼することを原則とし、分析調査費用については、専門機関からの見積を徴収することとする。 2 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式第 2 の調査承諾確認書を作成し、所有者の署名又は記名押印を求めるものとする。 3 から 5 まで 略 第 8 条 略	第 1 条から第 6 条まで 略 (分析調査) 第 7 条 分析調査は、専門機関に依頼することを原則とし、分析調査費用については、専門機関からの見積を徴収することとする。 2 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式第 2 の調査承諾確認書を作成し、所有者の署名押印を求めるものとする。 3 から 5 まで 略 第 8 条 略												
様式第 1 略	様式第 1 略												
様式第 2 「調査承諾確認書」 様式中の上段 略 <table><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 年 月 日 建物等所有者 住所 氏名 (署名又は記名押印)							様式第 2 「調査承諾確認書」 様式中の上段 略 <table><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 年 月 日 建物等所有者 住所 氏名 印						

(参考資料) 略

(参考資料) 略